



発行所
公益社団法人 国民文化研究会
(九州←→東京←→全国)
東京都渋谷区東1-13-1-402
振替 00170-1-60507
電話 03-5468-6230
F A X 03-5468-1470
http://www.kokubunken.or.jp/
E-mail: info@kokubunken.or.jp
月刊「国民同胞」編集部
毎月一回10日発行
購読料 年間2000円

「防衛三文書」の閣議決定に思ふ

―「戦後レジームからの脱却」への大きな前進だ― 今林賢郁

昨年（令和四年）はわが国が主権を回復（昭和二十七年（一九五二）四月二十八日サンフランシスコ平和条約発効）してから、戦後七十年、であつたが、この節目の年に合はせるかのやうに、政府は年末の十二月十六日、所謂「防衛三文書」―国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画―を閣議決定した。

認する新たな憲法解釈」、その具
体策として翌二十七年に成立した
「平和安全法制」に続く画期的な
ものである。

現在のわが国の安全保障環境が戦後最も厳しい局面にあるとの認識のもとに、わが国へのミサイル攻撃に対する「反撃能力の保有」を明記し、今後五年間の防衛費総額を約四十三兆円と見積もる一方で、九年度の防衛予算の水準が現在の国内総生産（GDP）の二％に達するやうに諸措置を講じることなど、抜本的防衛力強化策が書き込まれてゐる。この三文書は、平成二十六年の安倍内閣による「集団的自衛権の限定行使を容

ここで特記したいのは、今回の文書がわが国自身の判断と決意に基づいて策定されたといふことである。「国家安全保障戦略」のなかに次のやうな一節がある。

「国際社会の主要なアクターとして、同盟国・同志国等と連携し、国際関係における新たな均衡を、特にインド太平洋地域において実現する。それにより、特定の国家が一方的な現状変更を容易に行ひ得る状況となることを防ぎ、自由で開かれた国際秩序を強化する」

戦後の長い間、自国防衛を他国に依存したままで国際社会の秩序構築など我関せず、であつたわが国が、「国際社会の主要なアクター」として、世界の「新たな均

衡」形成に主導的役割を果たすと云ふのだ。主権回復から七十年、覚醒した日本の新たな国家像の表明であり、「戦後レジームからの脱却」への大きな前進である。

岸田首相は一月九日から十五日までの日程で、仏・伊・英・加・米の五ヶ国を歴訪した。

バイデン米大統領との会談後発表された「日米共同声明」では、「インド太平洋」は国際秩序と整合しない中国の行動や北朝鮮の挑発行動により「増大する挑戦に直面」してをり、「欧州」では「ロシアがウクライナに対して不当且つ残酷な侵略戦争を継続」してゐると指摘してゐた。この状況に対して日米両国は、「世界のいかなる場所においても、あらゆる力または威嚇による一方的な現状変更の試みに強く反対する」と述べた後、「防衛三文書」に示されてゐるやうなわが国の抜本的防衛力の強化と外交的取り組みを強化するとの日本の果敢なリーダーシップを称賛し、日本のこれらの取り組みは「インド太平洋と国際社会全体の安全保障を強化し、日米関係を「現代化するものとなる」と記して、反撃能力の保有、大幅な防衛費の増額などを謳つたわが国の防衛力強化策を高く評価した。

その後、岸田首相はジョンズ・ホプキンス大学高等国際関係大学院におけるスピーチに臨んだ。冒頭で述べたいことは三つあるとして、①自由で開かれた国際秩序が重大な危機にさらされてをり、②日本は世界の平和と繁栄や安定的な国際秩序を能動的に創り出していく決意であること、③日米は最も重要な同盟国であり一層絆を強めていく必要があると述べた後、自分は昨年、外交・安全保障政策について二つの大きな決断―ロシアのウクライナ侵略に対する対露政策の転換と（防衛三文書の策定による）日本の安全保障政策の転換―をしたと語つた。そしてこの決断は「吉田茂元総理の日米安保条約の締結、岸信介元総理の安保条約の改定、安倍晋三元総理の平和安全法制の策定に続き、歴史上最も重要な決定の一つである」と述べた。今回の「防衛三文書」には米國を初めとして歴訪した諸国からも賛意が示されたが、それは同時にその内容が国際公約となつたことを意味する。国民への丁寧な説明は必要であるが、一国の指導者である首相は退嬰的な一部世論に妥協してはならない。信念なき妥協は迎合となる。政策実現へ向けた首相の英断を望みたい。（本会顧問）